

広島県告示第百二二号

建築士を対象とする講習の指定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

建築士を対象とする講習の指定に関する規程の一部を改正する告示

建築士を対象とする講習の指定に関する規程（昭和六十一年広島県告示第千六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築士及び建築士事務所の開設者を対象とする講習の指定に関する規程

第一条中「建築士」の下に「及び建築士事務所の開設者」を、「講習」の下に「（建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第二十二条の二の規定に基づく定期講習及び同法第二十四条第二項の規定に基づく管理建築士講習（以下「法定講習」という。）を除く。）」を、「工事監理」の下に「並びに建築士事務所の管理運営」を加える。

第二条中「定期講習」を「一般講習」に、「定期的に反復して」を「前条の目的を達成するため毎年度計画的に」に改める。

第三条第一項中「建築士」の下に「及び建築士事務所の開設者」を、「工事監理」の下に「並びに建築士事務所の管理運営」を加え、同条第二項及び第三項中「定期講習」を「一般講習」に改める。

第四条第一号及び第三号中「工事監理」の下に「並びに建築士事務所の管理運営」を加え、同条第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により許可された法人（以下「公益法人」という。）」を「一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）」に、同条第二号中「講習が」を「講習は」に改め、「建築士」の下に「及び建築士事務所の開設者」を加える。

第五条中「公益法人」を「一般社団法人等」に、同条第二号から第四号まで及び第六号の規定中「定期講習」を「一般講習」に改め、同条第七号中「受講料に関する事項」の下に「及び特別講習にあつては収支予算書」を加え、同条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。第六条中「公益法人」を「一般社団法人等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 実施法人は、前項の表示をするときは、実施する指定講習が法定講習とは異なるものであり、受講は任意であることを明確にしなければならない。

第七条第一項及び第十二条第一項中「定期講習」を「一般講習」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規程の施行の際現に改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により許可された法人であつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び

公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十四条又は第四十五条の規定により一般社団法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人に移行予定の特例社団法人又は特例財団法人は、平成二十五年十一月三十日までの間、第四条に規定する一般社団法人等とみなす。